

## 海老名市最低制限価格等取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の適正な実施を確保するため、海老名市条件付一般競争入札等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第18条の規定に基づき、最低制限価格等の取り扱いに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 最低制限価格

海老名市契約規則第15条により設定されるものをいう。

#### (2) 調査基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき設定されるものをいう。

#### (3) 最低制限価格等

最低制限価格及び調査基準価格をいう。

#### (4) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費相当額

土木工事にあつては、土木工事標準積算基準書に規定する額、建築工事にあつては、公共建築工事積算基準書に規定する額、その他の工事にあつては、当該積算基準書に規定する額をいう。

#### (5) 入札執行者

海老名市事務決裁規程第14条に基づく入札の執行に関する決定を行う者をいう。

### (対象業務等)

第3条 最低制限価格等は、競争入札に付する工事、コンサル及び一般委託のうち、予定価格が100万円超のものについて適用する。ただし、入札執行者が、最低制限価格等の適用が競争を阻害するものと判断した場合は、この限りでない。

2 市長は、最低制限価格等を適用する場合は、その旨公告しなければならない。この場合において、最低制限価格を適用する場合においては、最低制限価格未満の入札については失格となる旨を、調査基準価格を適用する場合においては、調査基準価格未満の入札については落札者とならない可能性がある旨、併せて公告するものとする。

### (最低制限価格等の算定)

第4条 入札書と比較する最低制限価格等の算定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。ただし、特別な事情により他の方法により算定する必要がある場合は、この限りでない。

#### (1) 事前算定型

入札執行者が、予定価格算出の基礎となった設計内容に基づく次の項目の合計金額

をもとに、必要な事項を加味し算定する。

- ① 直接工事費に100分の97を乗じた額
- ② 共通仮設費に100分の90を乗じた額
- ③ 現場管理費に100分の90を乗じた額
- ④ 一般管理費に100分の68を乗じた額

ただし、開札時有効入札が3者以下の場合は、最低制限価格を適用しないものとする。

## (2) 開札後算定型

ア 予定価格を超えない入札（以下「開札時有効入札」という。）の金額の平均額（円未満切り捨て）に100分の85を乗じて得た金額（1万円未満切り捨て）とする。ただし、工事請負の入札において、開札時有効入札のうちの半数を超える入札が予定価格の100分の70を乗じて得た金額（以下「算定対象金額」という。）以上である場合は、開札時有効入札の算定対象金額未満の入札を除いて最低制限価格等を算定するものとする。

イ アのただし書きは、コンサル・一般委託においても適用するものとする。この場合、100分の70とあるのは100分の50と読み替えるものとする。

ウ 次のいずれかに該当した場合は、最低制限価格を適用しないものとする。

- ① 開札時有効入札が4者以下である場合
- ② すべての入札金額が、予定価格の85%以上である場合

2 前項第2号により決定した最低制限価格は、その決定後に無効または失格となる入札があった場合においても変更しないものとする。

### 附 則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

《平成23年12月20日制定》

《平成25年4月1日一部改正》

《平成26年4月1日一部改正》

《平成28年4月1日一部改正》

《平成28年6月1日一部改正》

《平成29年5月1日一部改正》

《令和4年4月1日一部改正》